遺老物語

1

AF
JAP
1218
1

介石記巻第一目録

其守事介于石ト云古語ヨリ彼義士ノ節義守
堅如石其右語取介石記ト名ク

一 浅野殿与吉良殿与遺恨并家臣節義之事
一 多川月岡江戸役者并戸田采女正殿渉状之事
　附 方々使者之事
一 赤穂城中評議并近国之軍品々之事
　附 義不義見ゆる事
一 赤穂浪人噂語并内問之事
第二
一 赤穂同士盟約違変 附 横川勘平古以中訴状之事
一 忠義ノ士名跡之事 附 小野寺妻和歌之事

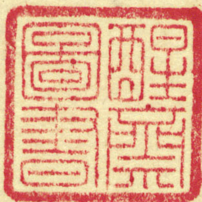

一大石浅野家訪後室事
一夜討内試并堀部夢想附芝泉岳寺ニて始末并庄於
茶屋呼之事
一夜討出立并敵討之事
一上野家宅期并寄手退口之事
第三
一酒屋呼之并泉岳寺僧庇呼之附首ヲ向之事
一四十七人連名呼之出之事
一吉田忠左衛門冨森助右衛門仙石伯耆守家へ行事
一吉良左兵衛家之者死人之事
一従泉岳寺首送り附落首之事
一義士伏誅并辞世之事
第四
一大石夢物語并義士吟詠
一岡林杢之助小山田十兵衛自害之事
一間十次郎妻和哥之事
一何某氏逢幽霊之事
一義士詩
一奥品何某之状并返牒

介石記巻第一

浅野殿と吉良殿遺恨并家臣忠義なる事

元禄十四年辛巳三月勅使御馳走浅野内匠頭

候に付勅使ハ高家衆ハ品川豊前守殿御用ニ付

仰付吉良上野介殿ハ高家衆の古老故彼是の以合

なと無之ゆへ遺恨と思ひみえし事あり同十四日午乃刻

勅答之儀式也殿中にて通しかきとかめて點止

ニ不堪して覚悟まてとたゝ切り大疵を深く上ノ小サ

刀とぬき差川し只一討と切付烏帽子小凌りて大刀

前後へなられける吉良殿ハあ川と云て倒れける二ノ

太刀とうたんとせられけるに梶川与惣兵衛御

臺様御用にて来會されけるか其侭組とめて先小サ

刀をぬきけれハ重テ働無き様となして討もらし
たる社無念なれ殿中の狼藉場所时節をも不辨
咎によりて田村右京大夫殿へ御預ケ則日ニ暮切
腹ニ及ひけり
介錯ハ御徒目付磯田武太夫 浅野殿自身の差料
其かいしやくあられたきよしのそみて用ひたると云り
浅野殿改易ハ酒井靱負佐殿へ、其下赤穂城ハ
預け 脇坂淡路守殿 木下肥後守殿 荒木十左衛門殿 御目付
なり 榊原采女殿 石原新左衛門殿 岡田庄太夫殿ニて 御付
吉良殿御沙汰ニ不肖咎もあらされハ其侭ニ立ち置
隠居被 仰付息吉良左兵衛殿へ家督相続して
父子無囲ゆへとりしきる上野殿と則夜ニ不討

当事内匠殿ハさそ残念ニ思ふなれハ家来ともも
彼人ハ主君の身命と共ニ名主ハ獨夫とされ罵
りける（赤城盟傳の序ニ云ク神崎与五郎曰ク上野介なれハ積悪京都江戸誰となく云ふるし誅人足殺すへき獨夫と云 彼家中なしその悪人證拠なり）浅野殿家中ハ浮ふ船の楫をたえ
さ磐者の杖とまとひかゝし怜悧にてさまよひけり
先殿中喧嘩の沙汰進ニハ早打ちの使として萱野三平
討人別日切腹の沙汰進ニハ原惣右衛門大石瀬左衛門二人
江戸より赤穂へ行程百七十里各五日ニて到り
けるに元来此家武備ニ長して斯怜悧なれハ間ニ然る
配りとして江戸家中の引払ニ船百余艘をあつ
め一二三の文字をつけ書て船印として家中の侍
番組を定メ家ニの荷をとり出し積出して

よりぬるゝへ退かりきる雑人ふとのハ諍論せし盗葉(トウヨウ)
の患なくしさと見ゆすそ見へゝりしゝる
江戸赤穂両地の浪士年来の恩顧を忘し妻子
を捨て財宝をもしみ行とへの営を思とあり去義を忘
れすす報讐の志を起こさとあり或ふ変ふ人心の離ふ
くゝるす恰轍蓬のことし患難苦節志を一つふなる
者稀なり況や生死の関ふをいてをや家老大石内
蔵助組頭奥野将監進退其中ふなんて身のな亡
をかへりみさし亡君の為ふ殉死の志を決

一 亡君の仇吉良上野介殿於在生食俸禄の恩不報
讐をなれの後不可以有面目事

一 各樗子細ニ付当城を立去ふふとなてハ各志焼失当地

於花岳寺切腹せ仕りす
多川自岡江戸使並戸田采女正殿浄状附方ゝ使共の
すす
大石内蔵之助家中の士三百　余人　三百六十余人之醫師花等を除て三百八人なり
委(コト)く城中へ呼あつめ申されるハ今度主君とあひし
こと偏ニ吉良上野介殿のなすれハ仇の彼人ハあり
公儀ふ憤りふかまさといへとも亡ふ
を害させゆくへなく城を明ケ渡し離散して何の
面目ありて青天白日を見ん何地ふしてゝ於んの恩
澤を報せんや此城を枕として殉死するのみある
へかしと各いかしんなさらすをと申渡し此趣を両川
九左衛門自筆状を以江戸へ訴ふ浄月廿中 江戸

存候ニ付而ハ戸田采女正殿ニ申達候よし申合
候而細川越中守殿ニ為伺候旅行も急候ても御四日
四日夜亥ノ刻ニ江戸表発足御目付中ハ翌五日発足之
細川越中守殿ハ新シきを持参し安井彦右衛門藤井又右衛門
両人江戸家老粕谷勘左衛門子息江戸戸田采女正殿御家
老中川甚五兵衛方へ案内す委細甚五兵衛早々致参候ニ付
委細申達し口上書相渡候早速罷り甚五兵衛申候
候よし為伺候て急度申来ニ付安井彦右衛門及甚
五兵衛宅へ参候甚五兵衛及委細申聞候付国代右衛門
申候ハ御目付ハ采女正殿家老赤穂へ参候もの御座候
下候ハ早飛御目付へ申上候を御指図申し両使
中ハ細川殿より御座候御目付を申達て御

目付衆へ申上候儀延引仕候ニ付候様ニと申付候得
共也采女正殿御書被見仕ニ付而御請を申上
候為申ニ付御目付被見仕候而被致御閉居
内蔵助殿大石内蔵助被見して急度申来之候家中之者
共可申出候御請仕御返状請取て両使を赤穂
へ遣之
従赤穂両使両御目付衆へ持参致候ニ付
一今度内匠頭無調法仕ニ付御法式之通ニ御仕置
被仰付候ハ吉良上野介殿御存生之由承伝候得
家来共離散仕候而ハ面目を可向候無御座候而は
家中一同ニ存念御座候得共離散不仕候得離散仕
候と仰出候而家中ニも格別之御ニ等

右之趣御帳面之通不残書写候て急度自滅に仕
覚候之事
一 急様子相知候当地之様子相分候ハヽ各方ニも当地
様子委細相達可仕候
従是以返事遣候
一 多川九左衛門月岡治右衛門を以両使ニ付不承知
紙面を認家中之面々江申聞候ニ付御当地之
様子承り度内証より此方江申越候儀篤与仕候様可申
各様知らせ可申候内証ニ家中者共ニ而も遠ニ
是迄地川もふい書付を渡し披露之儀内証尤
罷成候而も書付不及申之も追而委細可申
申入候隠便ニ申遣候へハ貯安心可有之候

家中之面々江家知ニ付可申渡候得者共
追而御当地治合ニ面々宗秘より申越
候ニ付申上候
四月十日
戸田采女正御印判
浅野内匠内
家老中
番頭中
用人中
目付中
惣家中
従江戸家老中より條々
今度多川九左衛門月岡治右衛門を以両使家老手矣

家中存意無御家如此ニ御耳ニ達し候ハヽ
御出被成候是又御心之事ニ候御出被成候ハ右同道可仕
候と御大切ニ存思御難仕候ニ而いよ〳〵被
仰付候とも兎角之候御存知ニ而候と思召候
ハ其分と存候被為遂候段可然候段内通申候
念入之上存什家中ニ付候而大切と思しめされ候ハヽ御
同社中へ申上候段御同社中御了簡之上難及定
而可申達之旨ニ付先者大事之御一同方御為
不宜義と存思召候而御通ニ而相済候家中之者相納
可仕義とも存思ニ候事ニ候得共申候儀之候段可有
義ニ有之候得ハ右之段申候ハ頃之儀入候念御意之趣
存衆ニ而可申候家中之者とも申候ニ付心得可仕候

之事存候得とも其存念ハ難申上候御同社中候
御当地之様子委細承り候ニ付又被仰付候儀も有之候ハヽ先達
御意之趣ニ付以下御書被申候御家老
共存候而下申等ニ而由御請申上候

一　御同社中様ニ申上候而出精候ニ付御存国之通ニ
とも申候事御出被成候御加之通ニ付候ニ付御家老中江
右之様子相違無之候御心得ニ付御存国如此ニ而存知申
可被仰付候事ハ不及候ニ而可申上候と甚不宜候申候
事

一　甚不宜候申候ニ而宗女被成候人之御とり御披露候得し
如何様ニも被仰付被下候ニ付被成候ニ而候ハヽ宜敷候得は
此段宗女被成候段之念入申つけられ候ハヽ宜様申達し

申ニ不及事ニ候　此旨申入候

四月六日　従江戸采女正殿　正木笹之丞　荒浪右衛門

為両使赤穂ニ差越候御墨付之文言

此度多川九左衛門月岡治右衛門両使為承申御自分之説

家中之面々之人と存知候　騒敷ハ有之候へとも

備御当地不案内ニ候とも存知候　尤先達而両使罷合

以申候　公儀愈城無滞相済速ニ退候様内匠

日比之存念可相叶候　可相願候　相渡候事で無之候

以右可被相達　如斯候

相以一家中へ之申談候趣可被相達申候

以上

四月六日　　戸田采女正　御在判

浅野内匠

家老中

番頭中

用人中

目付中

惣家中

為御下知赤穂へ差越し候　采女正家老戸

田権左衛門へ差遣候御状之文言

此度赤穂従家中多川九左衛門月岡治右衛門為両使

書付差越候処　家中之一統之人と慕

ひ候得共　存念赤穂之城離散之候様致候

奉存候　此段ハ御当地不案内　一家之者共存念のとおり

致無余儀候ニ付松本城無滞相渡し速退去
儀奇特之至右為使委細申含候様及承知
旨返答以飛札申述候而内匠家来へ式
可申伸候也

四月六日　　戸田氏定（判）

戸田権左衛門殿

従方々之使者

戸田采女正殿　　家老　戸田権左衛門

同下知之書付持参　植村七左衛門

同書状　戸田源五兵衛

同物頭　杉村十太夫

同使者　里見孫大夫

従浅野内匠頭殿　三月晦日着　於当所　徳永又左衛門

同　四月朔日着　於当所　内田孫右衛門

従松平安芸守殿　三月廿九日着　鉄炮頭　広島ゟ　三月九日着　小山孫六郎

同　太田七郎左衛門

同　吉田権六郎

同　有馬弟之丞

松平安芸守殿内浅野美濃守　役者　猪俣十左衛門

同　井上團右衛門

同　丹羽源五兵衛

同　四月晦日着　於当所　次　西川文左衛門

松平安芸守殿家来浅野甲斐
同内匠
浅野伊織
同内匠
上田主水

内藤作左衛門
河野金七
八木四郎右衛門
長束平内
野村清左衛門
末田貞右衛門

赤穂城請御番 諸人甚不審にをもへり
赤穂は家中請取と申へとも是にて諸将各ゝ
事ともいたされける 松平伊予守殿何地境を
出七ケ所に不ゝと 津田氏源太夫六百余ニて請ル松平
讃岐守殿より家老大久保主膳船三十艘計まて
請ル阿波の国より 主殿のその外二組来ル丸亀勢

備前国岡山勢をもつて備ふ 因幡国よりも所地の
境として人数を請ル 其外近国より籠城の沙汰に及ける
在江戸の侍共志のある者ともありけるを安井彦右衛門
か制せられて其志を不遂物多し 其内新参の侍
奥田孫大夫 堀部安兵衛 高田郡兵衛ハよろしく 江戸
より赤穂へ来り 忠をとけ先年殿の御ためにと
浪人せし 岡野治太夫 大田清九郎 井関徳兵衛 武具を
荷ひ鎧を枕として城門に近り 籠城の人数に加らん
ことを欲す 大石内蔵助其志を感じ めでたし籠城ハゆ
るされけれど 逆心のことにあらず それにありて浪人ハとも
ありけるとも 意得ぬや 此旧恩を慕ひ忠義
を尊とする者あるに 厚禄重恩をうけて身命

と勝れぬ家にハ家老大野九郎兵衛父子をはしめとし
て重職譜代の士とも其数を不知其内志ある者も
無きにハ有へからされとも其頭の臆病なる者出
来て其志をかくし其家を捨て大なる道せさりしも
其上大野九郎兵衛志と大石と一つにして同し下知なさ
ハ誰と死を同せぬまじんと欲するものあるへからす
大野父子ハ臆病者の故欲深くして金銀財宝に
迷ひ身命の安堵のみをもとむる好生悪死
ハ人情の常なれハ大野にたくらふれハ数多に
して大石同せしも死をたのむものハ稀なり 組頭奥野
将監後に退く 郡代佐々小左衛門後退 吉田忠左衛門 足軽頭
原惣右衛門 小山源五右衛門後退 其外諸人進む中

小姓以下迄も僅ニ五十余人之時も危キ見ニ臣ノ節ヲ
世乱テ識ニ忠臣ヲと云へる信哉
堀部安兵衛 二百石 高田郡兵衛 弐百石 奥田孫太夫 百石
松村喜兵衛 百石 奥田三大夫 中小姓
右五人ハ江戸より馳来る

・奥野将監 千石 物頭　吉田忠左衛門 弐百石 郡代　・佐々小左衛門 三百石 郡代
・河田伝兵衛 三百石 鉄炮頭　・近藤源四郎 五百石 鉄炮頭　・小山源五右衛門 三百石 鉄炮頭
・佐藤伊右衛門 三百石 鉄炮頭　原惣右衛門 三百石 鉄炮頭　○岡野金右衛門 二百石 物頭
岡野九十郎 新参　・長澤六郎右衛門 三百石 物頭並　・稲川十郎右衛門 二百石 七柄奉行
関沢久大夫 二百石 大目付　・田中権右衛門 弐百石 大目付　・渡辺角兵衛 二百石 郡奉行
・幸田与惣右衛門 二百石 郡奉行　・里村伊右衛門 二百石 船奉行　・多芸太郎右衛門 二百石 中小姓
小野寺十内 弐百石 京留守居　小野寺幸右衛門 部屋住　・山上安左衛門 二百五十石 浪人

潮田又之丞 弐百石
近松勘六 弐百石
•矢田五平 弐百石

早水藤左衛門 百五十石
•上嶋弥助 百五十石
•中村清右衛門 百石

○橋本平左衛門 百石
関弥三兵衛 百石
間十次郎 百石

中村勘助
•灰方藤左衛門 百石
•小谷儀左衛門 百石

仁平右衛門 百石
菅谷半之丞 百石
•榎戸新助 百石

千馬三郎兵衛 百石
•川田八兵衛 百石
神崎与五郎 横目

近習中小姓

岡嶋八十右衛門
大高源五
武林只七

萱野三平
•豊田八太夫
貝賀弥左衛門

勝田新左衛門
•陰山惣兵衛
•有橋八太夫

•久下織右衛門
矢頭長助
•猪子源兵衛

三上治郎左衛門 弐百石 小役人

•此外墨星ハ後ニ通レ者なり
○此星ハ病死なり

都合五十余人ニ内
右之百六十余人ニ内殉死ニ決して血判誓紙ヲ以
大石ニ同志せる者あり
大石内蔵助城中ニ於諸士一和せされハ籠城叶ひかた
きことをさとりて言ふ諸士に向て申けるハ城ヲ明
渡すを心外なりといふとも異儀ニ及て公儀へ手
向ひせんハ然る上ハ武道ハ立ぬ其れハ其々宅へ
て被気おとしニ殉死をすへしとそれハ同志ともに
我ととらんと寄合いふとも切腹のまへ血判す
以て申誤とて誓詞と定めたる内蔵之助ふさきて申
ハ各同志めらへハ死を急へきにあらす死して亡君の
ためなりされハ臭傷なる城を相渡し其後いて申

浅部あらんと各退去けり
矢頭長助か子右衛門七行年十五歳にて去春より
此義仕るへく内蔵助も若年の者さぞ〳〵に思ひ候へと
と叙し自を絶めらんとあまりふびんにて申ハ
其方いまた弱年にて勤仕の間もなきをなれハ此列
にくはゝりて不義なるにあらすいさゝかも制
しきりけれとも右衛門七兼ての志あるとのにあらされハさら
に不用られし弱年なりともなまし倒しき者と思ひ
此哉さしむ所先仕る急ぎにて腰のかゝさりしとぬき
けるゆへ押留めさとさるれと上ハとて一列
幼少の身なりとも不儀を兼へ生死の境迷ひとて
ふし候に大野九郎右衛門ハ其身家老として子孫を更

年とともに急きふあらしさらに一命をかろみて只管(ヒタスラ)
に内蔵助か短気にかられてくらひやうかすゆる者と
伴ひて亡君の厚恩を忘るゝことを恥て天道とかはさりける
不忠人浅ましき事なり其外にあるときも挙ふた
らさるゆへ略しぬ高縁の家余人疏ぶ後人其不戒
辛古語に云く前車の覆ハ後車の戒とこそ安井彦右衛門
祖父ハ浅野家流にして厚恩の士也其質侫者にて臆
病なれハ事を宋如殿の云ふをも無くて好忠義を忘
きたる人不義に陥りけるとなりしむあまりの者と見て
因し不義に陥りしもの六人の筆叢の外に彼一ノ失
ふといへと口信藤井又右衛門ハ其質可之安井か為に其善を
擒られ軟弱にして黙(モダ)ささ急被の祖父ハ勲功莫大なり

浅野弾正長政（浅野家祖）其功を売し息采女正長重へ附人の
随一なりし祖父が名を隳（オトス）自証にてや
大野九良兵衛ハ其質濁に悪心を挟み士の儀を捺め已
が身命を助り行末の後世をのぞまりけれバ四月十三
夜く財宝をあつめて逃さらんとして父子夫婦主従
退かるゝ孫の幼女めのとが懐に寝たりしが乳母が目を
さましうろたゆると隠して彼幼女を捨置（内蔵之助が幼女とぞ御(?)に託り）
息郡左衛門が家来に別に逃たりしが身代まで石
原や天討のかもしなきにや網干村へ立入又大坂が湊へ
あけされバ川上に漂泊せられしかり余又取を悔して亀山
にいたり本徳寺が僧俗ゝ見とり不孝を悪みてとめされバ
是非なく宴をさりていつくへか行けり其先をしらず

大野が武具并財宝七十余箇赤穂が城下大津屋吉右衛門
が家に預り置郡左衛門が財宝が十余箇木屋庄左衛門が家に
あつけ置其行衛を懲（コラシ）めんため封して皆判しみだりに渡
さぬやうにとの給ふ八月十六日大野父子赤穂に来り近
藤源六渡ア喜兵衛をかたらいて先十右衛門が宅へ来り
荷物を請とらんとせしかども渡さゞりければさる程に
町に其家に返るをしりて懐より刀引出し刀箱を開き金子
三百両ばかり取出されて走（ハシリ）行町人大勢追かけしがあや
しき駕籠のいそがしき事なりしんと見めければ大野
父子えりいそぎ及かた殺せよと口々に罵りければ
父子色を変し身を標（フルハ）し金子をおとして
走りし町へ川え白昼に町中を引返して逃放たる人

人面獣心浅ましきことなし
伊藤五右衛門外村源左衛門岡村重之助玉虫七右衛門ハ大野に
従ける伊藤ハ偽せ者とて外村ハ奸曲者とて岡村玉虫
ハ偽濁者なりとて人皆百年ありとも終ニ泉ニ帰る
嗚呼惜哉
岡林ハ午ノ十二月自害す
八嶋惣左衛門建部喜六近藤政右衛門多川九左衛門
赤井是助并ニ萩原兵助等ハ或ハよるさきにゆうせ或ハ
煩悪ニして偽ニ川辺ニ居者とて倚ふる者は名
ふと失ひて商賣者といふみニ近しあり拙ハ
多川九左衛門月岡治右衛門ハ心能地者使て仕換して面目
ゆうしなふりこつしニ費ハ俸禄の人也

萩原兵助当月或右衛門ハ之当ニ富ハ近国ニ稀にて
賎家調度不足なしかれ家ニ大筒を貯へ今
度服坂ニて發向致因意のことよれハ大筒訴提
と彼家ニ賣れ是士たる本意なりんや諸士怒る
こと甚し足軽どもハ嘲り罵り其咎を責為咲て曰ク
五日ニ来て百ケ日へ花岳寺へ参詣せも彼兄弟ら
衣ヲ剝裸ニして御位牌と拵せん若と肱を張ハ刃
とのハ恐あり唯持て寺へ殺さんといふしきりニ自祉
辱を取ルいつまでも世ニ云はれむ口惜や
田中清左衛門大木源右衛門近藤源八奥村忠右衛門植村
与五右衛門早川惣助中澤源右衛門是者ハ大野安井ニ属し
てゆうふ右衛門となるとも老しく極めし偽せ者和曲のことの

ありしか自和曲の胸に逼て一身をとゞめ置き所なく
老て小船をより来ていづちへか逃去れあり不届
成ぬ
中澤ハ部欲にふけりてよふありこゝろ家中騒動の
時と廻文をひきまし渡世の営をなさん心にて御不義の
哉かの富貴やもとめん近藤源八ハ大野にありして武名を
世の営を心とす此者ハ父ハ筆術にありして
天下に戦をなし又の志をつかさとし却て悪名を天下に
残をも不忠哉不孝の哉何とて子となる其鑑見
さるやそれ外の諸士兵食を惜むの忠義を忘
天命を不畏俸禄を素餐して世の営をおもふ者
歯牙にかゝるに足るべきハ一二挙に差なし如此不届

あるか中に人ありしとい亀なしと聞片岡源五右衛門磯貝
十良左衛門ハ多年の恩顧他に異なり是これハ忠義のこゝろ
を専として城籠の列にとかゝらんとす誰まし山日思と
いふことなくして吉良上野介の首を君の仇なりと
共に天を戴かじとて二人共に江戸へ下りける
赤穂の城渡口に附大名志のる
四月中旬赤穂の城請取の為め発向ときこえ
られハ内蔵之助志を固くし公儀を
まもるの儀ありし心なりしハ宋女の腹にや知るも
くれ城を明ケ渡さんとて城の東鷹元峠腸坂淡口より入
城の西猪の池ケ越木下肥後守此口より入西の山坂を手
道と清水亀井川小船と集目不及中村川小橋を渡り

扂九峠の下ニ那知淵川有り野中村ゟ道筋を西之村こと戒むひ
二川となり一ハ亀甲川と云一ハ中村川と云
しかるニ扂九峠へ行道ハ陸村より那波佐方とゆくニ味へ
くる猪池越へハ有年村ゟ直ニ山渓を歴て峠へ至村ニ
ハ池田村陸村那波浦佐方村高野村坂越浦野中南
中村又小方東村より横尾村浦の漁業ニ村ニ制法を固
城下ハ市廓ニ大雑静謐をいたしめ亡君の在りしごとく
士民共ハ作法を正し城内の塵ひとつなく掃除して
上使の来臨を待ける同月十八日上使おゐて着ニ付大石内蔵
之助恭しく上命を承り城地をしあけわたしニ付ていハ上使向
中述ぶる趣内匠頭不調法依て御法式の通り
ニ御仕置被成家中の者ども其衆ハ相守無難ニ退散可申
宋女正殿ゟ被之御下知承知仕候ハ大学殿ニおゐて

家中の者共ニ心落着不仕心底ニさしつかへ候共
弾正殿 権現様より御先祖家筋ニ
つきてハ大学義一度御赦免之通ニ御座候ニ
之所義ニ家中ノ者共安堵仕候様偏ニ願上御
目付衆角ニ御挨拶を第一ニ内蔵之助差
出申上候ハ先刻より申通家中の者ども安心
ニ仕候事を第一ニ仕候と申上候ニ石原新左衛門
とのさし出しハ内蔵之助存念家中の者心底ニ御座候
存のまし候ハ会ニ御目付中ニ仕候ハ無用之
由ニ御座候ニ御出候より仕候よつて各旅宿
へ御かへりあり候て後御目付衆よりも内蔵之助と
申せられ候ニ城中ニ而新之丞ニ候事ニ御座候又

城中掃除念入させ付　諸道具仕分帳面なとに
記し敵方へ入るは右に付て今晩郷中へ以言上いたし
候ゆへ家中の者共も退散して先に居し重役
小身の者ハ父と共に自分よりてから江戸へ登りし者
形をのこして他地へ移り其外其身ハ兄又ハ其身の
者既に城をわたし後皆方々へ離散する大石内蔵助
奥野将監ハ大学殿を名として殉死すへしと定め
られハ京都へ先引退する誰も制する者もあさ
むて江戸赤穂の士ども事とせみにする者大石に同
志せんとて追々志を通して連判する者二十余
人に及て凡百数十人の者共殉死の時節を待て
居たりける

追々連判の人数の内始終不変者記し余略之

磯貝十郎左衛門　片岡源五右衛門　大石瀬左衛門　早水藤左衛門　冨森
助右衛門　赤埴源蔵　矢田五郎右衛門　芦野和助　横川勘平
杉野十平次　木村岡右衛門　前原伊助　間新六　不破
数右衛門

此両人ハ浪人なれとも此度の人数に加る

赤穂浪人噺物語并内聞のこと

夫君を貪り功をいそくハ凡俗の常にして世上の
人口さかしされハ赤穂の浪人ともハいかなる名も
亡君の仇を同しく青てをいてき身命を捨むと
世上の批判区々之呪や傍輩の内臆病とうけゆる
者ハことゝ思を掩ん為に志あれ共偽りて忘儀も
まてハ数とれみて以団ふゆるんて金銭とくなりると

のこやと笑ひける事の元日一同して甲斐
なきこのみぞいひなしける各々天性の気短
と具しける人なれは志ありなきは自儒者のまね
なして不行届の事のみ成て無の身を妻
親族縁者に疎して不義の事のみ多かりけれ
ば之君を慕ひ旧恩を思ひ義の志なきは中々
思ひもよらぬ静かに見えけれは世しに差ふ人や大
石の類ひは法抜き事と申ける上杉方も彼か心と
うたかひ為よ気きゆる見役も見ありけれは中にも近
すゆへに世とともに押なへて彼とのみたと一悪の
て、たくも志はあるやうなき様こそ有きれは上野介
との気遣ひを用心怠りなく門の出入まて此ゆへにゆるさはして

妻は家中へ此度目傍俗男女ともにうらかすかふ改めよと思ひしく
一通の状を門にて此次第のものには一切立入まじくてこそ
売の商人なとは思ひをよらさりけれともいつとなく捻
訪ふうちて赤穂の浪人ども売人を初りて職人となりて立入
まうと知人なりけれは家中小ものみなきたかくて
案内様子とうかひける
内蔵助妻は京都中坂上石東源五兵衛娘なり
三子あり内蔵助志の趣になしぶることと憤りける
かや娘をとりに遣へ家を出しに大内蔵助が妹か
幸なかりやゆへなりけるにそありあめにハ返べる
てふ入をし給しけり
父内蔵助妻ハ信ぞの池田ら家帰りまして参

内蔵助か實母なり兄撓田早世して内蔵助か
嫡子ゆへ池田氏ハ母方の一族なり
父内蔵助聟分頼母ハ故内匠頭娘をつかハされ候
所存なり兄ハ浅野家を没せし後同しく九条家の
臣ハ浪士之兄へと不通なり其外一家ハへ大方不
通なり兄ハ内蔵助か心より不義といひけれハ
すへく候ことこそハ内蔵助かハこゝろを尽して心遣
ひけるや若者ともしらくと不審せし其家伊助ハ切ゝ
賣を為て相生町ニ住居しなかハ都名家と名を改
て扇子を賣又寄梅を賣ハ吉田太夫とつハ小松や源家
と改め賣買す又奥田孫太夫父子ハ伽羅油賣と成
れこそ皆商ニ変して江戸此所中堪ニふかくれ居て

時郎と称けるとや

介石記巻第二目録

一 赤穂旧士堅約違変 附 横川勘平御状之事
一 大儀の士名御交 附 小野寺妻和歌の事
一 大石浅野家訪後室之事
一 夜討内談 并 堀部夢想 附 芝泉岳寺本庄茶屋
口上之事
一 夜討出立并夜討の事
一 上野介どの最期并寄手退口之事

介石記巻第二

旧盟約違変附横川勘平か状の事

元禄十五年壬午七月十八日浅野内匠殿弟大学殿

松平安芸守殿へ御預ケ被仰付同月廿八日芸州広

嶋へ発足而奥方及家来女童下女下部迄引越自

余之儀預ケと異なり大石内蔵助を初として殉

死の志在る者百十四人大学殿出世とまりて主なる

ものや是迄と思ひ奥野将監を始として六十余人

進退不果して其志をくじく彼下知のものハ其心必滞る

大学よりも重て出世あらんと浮説を信して抑除

有る者なり

奥野将監ハ始山城守在番する故功貴之祖父の

名と墜さしと無之如者ニ人へなりかゝ志気衰て進退
迷ひて盟約遠
川村伝右衛門佐藤伊右衛門稲川十郎右衛門等ハ忠儀を守りし
して金石の志なりきか忽ちにして其約を変じ離散して
行を変ずし 終始有りける者之進で速なる者ハ退て出
来るといふ可行なるらん
小山田源五右衛門 近藤源八ハ大石に縁ありしかば死を
同くすべき者なるに当て思ひ切りしに不審し 近藤
為後必死ハ饑死と嫌て忠死のなからんとて云ふ
行ハ近ありしか死を悪くて 饑死を好や 蛇ハ寸ニして
其大を知ると云り 人ハ言を以其志を惜ル
過矣

盟ニ遠面々

奥野将監
川村伝右衛門
小山源五右衛門

近藤源四郎
佐藤伊右衛門
稲川十郎右衛門

佐々小左衛門
佐々三左衛門（小左衛門子）
高田郡兵衛

田中権右衛門
多儀太郎左衛門
榎戸新助

豊田八太夫
山上安左衛門
上嶋弥助

幸田与惣右衛門
仁平郷右衛門
高谷儀左衛門

陰山宗兵衛
渡辺角兵衛
渡部佐野右衛門（角兵衛子）

川口八兵衛
猪子利兵衛
猪子源兵衛（利兵衛子）

久下織右衛門
長澤六郎右衛門
長澤幾右衛門（六郎右衛門子）

里村伴右衛門
梶半左衛門
近藤新五

田中広右衛門
松本新五右衛門
田中六右衛門

田中代右衛門
三輪孫左衛門
橋本治兵衛
太田平右衛門
井口宗之丞
岡本喜平
高久七左衛門
小山源六
木村傳左衛門
各務八郎右衛門
中田利平治
田中貞四郎

酒寄作右衛門
前野新蔵
大塚藤兵衛
近藤貞六
杉浦順右衛門
多川九左衛門
大石孫九郎
塩谷武兵衛
矢野半平
粕谷五右衛門
毛利小平治

三輪喜兵衛
木村孫右衛門
生瀬十右衛門
粕谷新五右衛門
岡本次右衛門
月岡治右衛門
川村太郎右衛門
井口半蔵
小山田庄左衛門
小嶋伴右衛門
鈴木田重八

此外足軽ニ矢野伊助 大石家来ニ瀬尾孫左衛門も立
退ける
尤志深かりし萱野三平ハ正月十四日殉死す 橋本
平左衛門ハ自殺す
矢頭長助右衛門七ヵ父
岡野金右衛門 日息九十郎父之名によりて
金右衛門と改
右両人共ニ病死す
不破数右衛門ハ故ありて先年浪人せし旧恩
を慕ひ己ヵ過を悔て同志となる事新ニ士之始終
全鉄之士不変者ハ大石内蔵之助を始として足軽
寺坂吉右衛門まてにて只四十七人之
横川勘平古へハ郎を状す
一筆致啓上候寸紙啓上候不可然者

麻裃着し時に掛り寒気を覚へ以て仕候御為に候
仰出候御暮らし失ひ筆度存候七月
末より当表に罷越夫々ハ各様被為其地浮
罷出候諸事御身持し御浅存候様掛
存候気も御座候や一筋に相極死を近く成
以て可被候然に此世ハ此世中限りて成候と
為被下候ハ勿論に候先祖様申候日本ケ様の
手に及ひ候ハ人に其名を残し候勇士これ
とも自慢に致し可申不日此命に迫り以てハ其地
にて御座など取候例より御名相立候
落浅ハ武士の常それお家後備ハもろしの樊
噌にも此八ツ度なと存し申分と候

て候へ候こそ御為道に潔くうち死て仕り候
存候て何とも身命を捨候と度存候と存候死出の旅一筋
存候て是ハ心も能く御座候其為存候
筆まる存候とも御内々身に存候
ゆへ御宿不親存候可然御目廻し一つかた偏
於へ御座候此一札あらし兼御目にかけ申候
以上

必死連

大石内蔵助　同 主税　原惣右衛門
吉田忠左衛門　同 沢右衛門　間瀬久太夫
間瀬孫九郎　小野寺重内　小野寺幸右衛門
磯貝十郎左衛門　早水藤左衛門　間 喜兵衛

同十次郎　同　彦六　千馬三之丞
冨森助右衛門　潮田又之丞　近松勘六
菅谷半之丞　大石瀬左衛門　中村勘助
赤羽根源蔵　矢田五郎右衛門　奥田貞右衛門
奥田小四郎　小山田庄左衛門　堀部弥兵衛
堀部安兵衛
此者大丈夫たるへく七月上旬赤穂より罷出候
其治之候ハ、八月ニ討果可申候而極候由
大高源五　勝田新左衛門　岡嶋八十右衛門
矢頭右衛門七　貝賀弥左衛門　武林唯七
杉野十平次　村松喜兵衛　村松三太夫
倉橋伝助　毛利小平次　岡野金右衛門

芦田和助　木村岡右衛門　三村次郎左衛門
矢野伊助　寺坂吉右衛門加東郡之足軽　瀬尾孫左衛門
前原伊助　神崎与五郎
此両人商人ニ成、米を売り敵屋敷近く借宅いたし
入様子をうかゝひし由なり　右内蔵之助指図之
此者とも此外人ハ言語同断也
欠落之家来有之
中村清右衛門　鈴木田重八　中川利平次
此三人江戸ニ而一所ニ罷在候処右沙汰悪敷
由を申出し變し大半ハ驚利平次ハ十月ニ侍右衛門
重八ハ八日罷入欠落候て比無之
小山田庄左衛門此者ハ二日小袖金子を盗み欠落仕

今日迄大丈夫ニ見申候　右外拙者とも二而十人斗り
田中貞四郎　去年変節脱走致候所捕縛之上
偽り候旨大坂ニ而善悪とも相糺し候所
候ニ付内蔵助殿へ引渡し首を切て身をつり候
右同断ニ而人数ニ入り又此度ハ首尾ニ敵を生捕ニ近く大
とも病気ニ付候
粕谷新五郎　井口忠左衛門　杉浦作左衛門　此者とも
悪き色つきかり当春ニ付て捨申候　其外ハ近ク
障子気毒存迄し置申候　[illegible]ニ付此以来之
とも此会ニ所々中候中ニ相成候へとも　何ン斗
つかれ
当川九兵衛　酒井兵庫　木村強右衛門

田中六郎右衛門　田中伊織　杉本新次郎
井口忠兵衛　大田左兵衛　大塚藤兵衛
橋本治兵衛　生瀬十次郎　三橋彦兵衛
前野新蔵
去年ゟ死ニ人数
田中寅蔵　里見伴右衛門　近藤新蔵
梶真次郎　此内京都ニ而若輩之者共有之候所中
小大田不五兵衛生涯十兵衛ハ京都ニ於而[illegible]
一戦も無之面々名振し逃て帰り候由変之之肉親分
物語有之　其上一笑ニ候　是ハ徳病者ニ候へ共[illegible]
ニ及者変之者
奥村将監　川村傳兵衛　山口源五左衛門　近藤源助

此四人臆病不及評とりつき　併之候悪名を免る
し候也
矢野重平　此者ハ逃ル　其子大右衛門　初代金三千両
盗とり京都小小路隠居　前代未聞　因茲乱合
同喜八ハ此者の先日よと八金鉄にや　かまひ申し誠ある
ふひ川もつし申候
併し小右衛門　同三右衛門　此者先日より存候と見へ申し候
赤穂ハ守護　所存とて奉公れは重きとて有
申候由御抱とて　能仕置て仕候ニ人は所々の笑止
長澤太郎右衛門　此者大臆病者不及評
小嶋源助　田中権右衛門　幸田吉惣右衛門　稲川十右衛門　椋
戸新助　山上安右衛門　仁平八右衛門　高谷儀右衛門　豊田八太夫　多

勢多郎右衛門　此者とも　大臆病不極之
各務八郎右衛門　此ニ者は所存知らる由　承知故あし
不極りし年ニ成出命を惜ミ悪名を取りしと一家
面目ニあしからぬ　氣之毒成事ニ
陰山宗右衛門　渡部角右衛門　川田八右衛門　久下織右衛門　稲子
利右衛門　同右衛門　佐藤伊右衛門
此者とも去冬より病気見へ申しつ　誠に際ニ不
申候　此也し
原惣右衛門　其良子右太夫　先月大坂ニて　欠落　依此際ニ不
申合せと権近ニ成り　此息ニ而天命ぬる　他人にも
上ニなりしを氣毒
おこる安田申し入　夜ニ之も　此事　恥文ハ也

当す人の晩年を一入度々の状数も承知いたし付
不能二心之憚候
十二月　　横川勘平宗利判
日
長左衛門様
七左衛門様

忠義を古名残のこす　付小野寺十内妻の歌

古の人の言葉有人の死ありさまも有りなし或ハ泰山
より重く或ハ鴻毛より軽しと忠義に志先
死を鴻毛の軽きにたとへ義を泰山の重きに為な
して名をしあの須臾の身を人残し武蔵
野の草より草に入る影を今年限りと詠めけし
衣の袖の精もまちまち北袖の時雨たえぬ哉

其の華とちるも名残と古今に於けるをとせよ逐ひ
て木の葉さらへと於ける親類父ハ相訓し妻や子
を人にも倍つる義士の心の程と社名も見れ武士
の身のとたくなきおハふしとぞいへども蜉蝣の夕べを待
受の蜩の其秋をまたぬとあれハあり命の在るを
ハ義のそんする所にして只儀のまゝに安せんこそ誠
の道とやせん其生する所より大なる物あ
りしとすてハ事得不死ニ富保ニ天下を己か神
の如きなとり恥しからんされハ生を貪るもあら
ず死を欲するもあらざるなり且つ死只儀を志す
従いんとうと骨肉親戚旧朋旧知懐に忘るゝある
ハなし動心傷情する時ハ丈夫をして愛の色をうしなし人情の止む

こともとさゝるゝ流石に木石ならねはしかるへきなかり
りし其わかちところに薮(スリ)まて其好ふさ陥りてわれ
重りを以てき者と失り禽獣と帰(ナモムキ)を同しくして以何
の世ゝ神明に向ひ其罪を謝せん三百余人之内
僅(ワツカ)四十七人まり一人の倡(トナヘ)に因て神明の光曜を加ケ
死を鴻毛の軽きに示し義の泰山の重に人を誠し
頼母鋪哉
九月末より小野寺京都より大石主悦を伴ひ江戸へ
下りける箱根山まて知人の上京するに逢ひて京へ残
置妻女へ一状をしたため妻の方よりなへるに添し
て越ける
其の後又京に渡りし時雨来ていひ入を見き立出せしかし

重内久し
限り立帰らんと思ふ旅なれとも九重ハ遠しきのふ
村松喜兵衛ハ医業を以て名を隆圓と改めける日より
詠みて反りの方へ老の身にてハいたかしきすハあるまし
されとも息三太夫か存念にまかせてかけの通りとて
残し置状し内
命ありとてぬかつと失りし迯隠まてと変を道(まし人)
古原伊助ハ備前小野寺か不妹なりけるにいとま
こひ王子をまゐとて
降る雪にかしくの文をかたみにて墨の跡をしのひ(ためける)
大石訪浅野の後室へ

内匠頭の奥方ハ浅野式部少輔の妹なれハ此方に寡
居してありし中内藏之助此儀嫌ふらしと
不越ゆへ入れハ是非遠国へ立退ハ三年と逼塞仕るへし
去るハ此儀嫌ひと窺ひ申けれハ其所の城も出家と
仕りと入られハ久しく御逢ふ事叶ふましくとて
内匠頭志ある人々むかしの如く此處へ寄合ひて附属の
士に向ひけるハ主君の敵ハ只吉良と申者也各封を
切らせられ御披見に入まいらせ候へとて人々抱けるハ
御在りしさみに合せなとありやとてあらんと思
ひきられハ何時なりとも打つ様を相営ミ御前に十五
我も存しる處へ夜討なと沙汰を聞きうちに一事とつつ
かしけるうち〳〵此通に封を切り内見なされハ赤穂

離散の時分金子七千両携へられり其の金子を
浪人共へ合力仕用要につかはしける委細の帳めん
之銭金何ほとを何某へ遣ると書上と申御座候
夜討内試付　堀部弥兵衛の
十二月末より同士の者共思ひ〳〵に用意して居
りと仕舞てありしへ如何よりける上野介居宅
ハ本庄廻向院の東隣にて前ハ土屋主税殿屋敷
孫太郎殿東角打出し二ツめの角に表門東に
在り前ハ鳥井左京亮殿并に牧野長門守殿向之
裏門西に在前ハ町屋并に平右衛門[illegible]西
門前に小早(ヒバリ)上野介殿ハ上杉弾正白銀の屋敷に五日と
居宿し居宅に六七日と極られ在宅の

得ざりけるに上野に近来茶の会に耽り京
都より下向せし茶の湯者と切く会合立ける
事を知て大高源吾かねて此事を聞知者なれハかの
茶の湯者と会合して十二月六日十一日弐度ある上野介の
吉宅にて茶の会ある事を知て其日数を催
しけれハいよいよ彼日限をハからんと思ひけるにや源吾
急く彼茶の湯者招きけれハ十四日茶の湯いたし候よし
とや申しけん然るに大友近江守殿と振舞茶の湯
の会催ありなれハとさまさま此趣有りけめと
十四日の夜とと約束して十四日の夜吉宅と極メ知て
ひそかに人数を揃へける
十二月ハ切に雪ふり十三日ハ殊に寒の空にて寒気

甚しかりけれハ明朝の働積る雪に足場と気遣ひ
其外の烈きに指をとし勇猛の心ハ頼りに進む
も足やいかならんと各あんしける十三日の夜堀部弥兵
衛か宅に集ひ
雪晴て心にかゝるに今宵好ひ
堀部七十六歳にして武道にかしこくれはそこに
諸く当世類ひ少なる附冠なとゝも思ひをよせ
て其内にも殊に我か持の立んこそ偏に天道の内若ありと
合感深く流れる勇て見えしとぞ仕けり
十四日の夜殊に象乃参るに至り元禄の庫所に詣て
おのおの銘々の者に組の者配りの内試ときゝての今夜七ツ
本庄の茶やへ出かけ月夜なれとも象内ハ暮り

らん債於ハ大切成事なりとて同士討なとあらハ
見くるしきことに勝負ハ秋明にて変事しありて六ヶ敷
とかくすしと云合候されともいまたすむ義士
共なれハ各先へ心かけ夜中に急き〳〵て場へ集り
ける

泉岳寺へ

十四日夜天浅野内匠頭家来大石内蔵之助を初
て四十余人当地へ余り参り諸色高直ニ付て愚僧ニ向ひ申ハ我等
当地ニ罷越諸色高直ニ付て殊ニ浪人当地
難儀ニてよひ入へハ住居難成候ニ思し召他国
田舎へ引籠事ニ付銘々各申合候所幸ニ余所住
得参ニ付亦逢申ことなりかたくと候ハ兎

小て掛合在所ニ振舞ひ参らせおゐて白銀
二十枚さし出し寝ころひてゐるを申出て茶
そのまゝ出て見より御膳を出し
なとて[illegible]戸とまてまいらし物語して
立時に帰りしと

饂飩屋久兵衛へ

十四日夜七ツ時過ニ近付内匠頭浪人堀部安
兵衛と申仁参り蕎麦かへ申出し
申候てハ二百文とさし出し今ハ宿
よしとて[illegible]とおもひて
出申候ハそれのいかなる事ニて[illegible]
得て安兵衛大事ニて安兵衛へ[illegible]

気には其之咎と云ざるまでこの文にて仲
く浪世狼藉念比成志し合ける赤穂へ取ありけり
也つれと浪世 狼藉と云べきとぞいへり 錦文 是ハ水銀
道あしく 實夜中に 道なきとり に候故
九つ時分 下りにうどん六七十人前 出来と
候而金子三両 程に付 銀目高 相ふれ 九つ前より
皆々うどんそば切酒など 支度して 其内
二重なる 差出し之ハ 家業ハうどん斗 かと申
けるうどんと賣にも申ける 亦
候由申にハ 浪人衆の内 申にハ それハ面白きと 冠
前句など 云ける 冠ハ 明る 切て なんなる
冠とり申にハ さしてあり 附て 立んとて

なんなる 岩をとも見えて 菜なども 道具
思はずして 命をあしハ 赤付とやせんとて云にけり
内試約定六ケ条
一 二寸程の朱笛に細き糸と人に襷に結付誰にても
一 上野原を討ける時笛を吹ける
一 玄関には入廣間に立て鉄砲穂首並弓弦を切ける
一 山比間川の者のする
一 布の小袋 菜を入息の時紙 中様にする
一 白布面にの為袖に縫付 味方の者に付ける
一 三人にて云合働らける
以上
浪々しける人の怪と憚 大清のとし 出立樹三挺斧

まさりかけや梯子木おとし落せと徒党一同ニ与ス
とし鑓ニ穂先へ水箱と掛て神崎与五郎前原伊
助ハ代り商人ニ而て彼是飛ひ出しけれハ彼討人
と案内たとして東西ニ門二手ニ而て押寄る

東ノ方表門ニ八

片岡源五右衛門
富森助右衛門
武林唯七
早水藤左衛門
神崎与五郎
矢頭右衛門七
堀部弥兵衛

奥田孫太夫
矢田五郎右衛門
勝田新左衛門
大高源吾
近松勘六
間十次郎
村松喜兵衛

吉田沢右衛門
岡島八十右衛門
小野寺幸右衛門
岡野金右衛門
横川勘平
貝賀弥左衛門
原惣右衛門

間瀬久太夫
大石内蔵助
寺坂吉右衛門

都合二十四人

西ノ方裏門ニ而

磯貝十郎左衛門
堀部安兵衛
倉橋伝助
菅谷半之丞
大石瀬左衛門
村松三太夫
吉田忠左衛門
小野寺十内
間喜兵衛

中村勘助
杉野十平次
間瀬孫九郎
千馬三郎兵衛
茅野和助
間新六
前原伊助
三村次郎左衛門

赤埴源蔵
奥田貞右衛門
大石主税
潮田又之丞
木村岡右衛門
不破数右衛門

都合二十三人
秋討　出立并秋討なり
惣出立ハ板金入の頭巾九枚割の鉢金小手
とらし腰当とき黒小袖紅裏袖の上白き腰帯
白襷の多き金紙の袖印に各姓名を記し
さりやき槍又乱髪長範頭巾をかふり浅
黄の股引として三人ニ組合せ各ゆるゆると
持出川をおろしを定め吹子よらの相図と押立十
四日夜八つ時頃上野屋の表門裏門東西へ押寄
槍をつけ矢やと繰紙松夜宮まとハ提灯
鐘を太刀とひしめき乃ち内蔵しの謀とおもし
大勢のこゑし見せんと思ひて二三百人もあるを伝

ろうくるて叫ひこれハ内ニハ大勢これあり　らうろうと思ひ
周章騒く所を主ねの上よりまちかまへて矢比
ニ請て射るそれハ皆飛ぶ退きて防ぐとは
あられハ安しと太刀を振り越へ門をぬけ人を切殺
しけやつちを以て門の冥の木を離なと一人もやく
玄関のあへ走り入り浅野内匠殿家の仇を
執せん為参せ来るとかたらに呼りまハれハ各我方
らしと呼子を吹合せ両門一同に乱入し出合の
家中ハ手を負へと混乱して小やしより施ぎんと
されとも口々ニハ浅野穂先と揃て防ぐる
事中島の諸侍我先にと走りし大石主税行年十五歳
ニ為りるり力量人に勝れ勢の達者なれハ引て

放つ矢戸堅二三枚射通しけれハ此勢ニ堅ク帰て
皆方々へ逃ちると逃けれ逃詰逃ししてより
切る也四甲余り然大勇ふ逢り也し合て傷すら
近松勘六一文字ニ切て掛ル程く切立られ十七と
逃行を余りニつよし逃けるか勘六ハ案内を知らされハ
足をとふ蹴て泉水へ落られける此老ハ跡をと
おもて走りけるも丸て武さハ勘六ハうちられまん
武運のつよきと笑ひける又五十斗の男太刀こ
逃すハうれ海堀へ飛ふと横なりうなく
られハあらん切られて眼もぬけ出て足元まて死
来ル小林平八と云ハ三十計の男双術の達者なる甲
髪しき者ふれハ上杉ふより吉良殿へ之附きる

ふ於節ふやふ至りけるかりしとてうぬかきる中
いかゝせんと思ひきるふ寄ま然らとか知して逃る
ハ其依りしを女童ふ在ハ多取けれと家へあると
少て小者然逃ふまきられ入り小やほと走りお彼老と
可し合ころしく傷られとと大せいふ系まれ
数ケ所手負て終ふ倒ぬ肉ゝ園を知ゝされ
ハたぬきん為れ大石ふ從ヶ多節を案内として勇進
若者に玄関の戸を打破り座敷へ乱入り跡先然
火て中ふ隠とそのはしめのことく為もの蝋燭
を燃し堅間二ケ所三ケ所ニ立けまハ座敷ハ昼
のことし四方八面切て出向ふ者とも突かしこゝにて
討て皆殺ニふぬル廿斗の男長刀を杖ふ突てさゝと

譲りと出し先ハ子息たる處なりんと武林只七とて
向ひ二打三打ハ合けるか彼なる男の厳敷切付られ
されハ太刀を捨て逃去れ共と肩さきより切さき
たられ切りけるにしろに扣し六十余りの大男が
隔りたる内にて件の男ハ逃延びたる堀部安兵衛にて
と後に追行 此男ハ器量あくれて打物の達者
と見へて一足もさしもれ跡ひける 安兵衛ハ先年高田
馬場にて比ることハなき働とする大剛の口々老にて殊
必死ニ極めたる者なれハ向ふ者ハかしへ合ニ二ツニ
成て倒るゝを知れ共侍たる者なりと思ひしも働る
されとも寄合ハ返て用意して必死ニ極めたる
者なり命限りの事なり 上野介殿方にハ儀なくて

用意もなかりけれハ或ハ討れ或ハ手負 又ハ逃散され
逃かくれなとして寄手之人数も討たれ
さる故無念なれ共何に小隣なるを敵か
若と塀を越して来たる又ハ出火なるらんと
高桃灯を掲あけたる役人ありと矢打かけ
大せいにておしけるひしめきたる処に隣家よりハ
けるに小野寺幸内原惣右衛門片岡源五右衛門なと
よりて是ハ浅野内匠頭家来なるか
仇を報ふるゆへ押入て候へハ此方にてハ何
御気遣なし 是を御聞有ても是非なし御勘弁
只此儀は捨られよ其上出火のことハ能々付候と存
られハ又役人ともやかてれなん只穏便に扣らる

上野無気短兵ゆゑ退口なれは
上野分ともすな故肉をうかゝへる侍を人捕(カラメ)
て刀脇指をとられ命ハ惜しくハ寝る案内せ
よといはれ命ハ惜しさに物ゆへ行灯をさげて先達て
て行けり押入のとこしあけらハ二枚戸ふさしつじて
外ハ錠をおろしける　不あり戸とふみ破て内へ入寝
所ハなりて人ハなし刀ハ毛氈刀をかけられけり　大石
瀬左衛門寝床を探り見て暖(アタヽカ)みある遠くハ
逃しと口々に呼はりけり　彼案内者に蝋をと出
させ見る方を捜とさかしつきこなたの彼方廊下(ハイラウ)
寝やしのなどありさうしけるを二三度に及
びと　上野分どもハ見へざりける　各力をとし

翁くしとなし　討洩ぬる口惜さよと見えし段
て切らんと云まれハ内蔵助申ハ勝負ハ決し
明日とともにも定しけるなれハいつきとさし此へ
切腹ハいつてもなれるとも得知して惣せい一日礼入吉
良かのとさまらぬ逃隠のまうり支ハ埃らしら大
塔ぬみや我盤ある樋へ入られりまつと察んて日
比役ふれし家の案内をれハ隠し退役へ内る
れしゆへたり　ねおさまるして所や各腹切らんと
いつなりまかをもて一大事と思はれるる天運の極ま
るまやかしこに物音まゝといつもまうをやし大勢
あまりに詰かける上野とありしとなりしもまう
ハ切てへんとのことみるちと袋とすすめるて

常に麿ぎける矢の根なれハ諸息さ使とも側に
有合けしき炭を廻かし南無八幡大王とふせと祈
誓して雨の降ことくふけ如斯炉中に埋人て
あしや釜の湯とるきしも節ひに移りて錆（サビ）
矢の一筋もあるにハ何ハ以てるもさらず
大せい一同に乱入しあらけより走りて討れあま
たまちとて討取ハ小勢と妻の当人々けの兄へ
之くと問喜多八一説ニハ武林只七ト云リ 今泉岳寺ノ集書ニ云 十文字ヶ以てたん
ちやくしも通（まし）とつく鑓上野とのの眉間へあたり
穂先ハてつへんへ抜けれハ十文字の横手額に
中りてありと云て御首取と問十次郎退而
首とれけりかゝるさわぎと上野介ぶんで見知り

ふるゆふし下に白小袖を着て後に給ふ小袖を着られ
ける並の人にあらじと肩ぬがせ見れハうしろ
に疵有り此疵と額の疵ハ去年亡君の太刀あと
なりと首をあらハひ掛る志に見すれハ上野
介との首ニ附 亡君の笛を吹立惣勢一同ニ寄合
らうそくの大たを消し此を書て玄関へ掛し置や
人数を揃て表裏を改て裏門とおもて門の
木戸に引付消せと申付表大ニ皆ハ立退しと答る
まじきぞばらしこんかと死ぬるまで一太刀きりかけ
よりと回向院の門前よしすみ返ると待られむ
諸退ても志とまし回向院よりと主命の所にて
門を閉されハ一同の川岸よりいありそしとて

より鉄炮洲之屋の旧邸のあとを見くりし事
夫ゟ芝泉岳寺へ引退きけり吉田忠左衛門冨森助右衛門
ハ仙石伯耆守殿へ申出る行なり是時寺坂ハ見へ
さるなりけり上野介を一ちらさきとめ又ハ防矢
の一節と射捨て腹切らせ給ふなしと申ゆしかれ
は四位少将ニ歴任之家の歴々よしよし官位更
にてよ人なれとも武勇の心ゝて見て物置の陽炭俵の
陰ゟて陰を求めにかくれ蒙とこもれ後人の
嘲哢を招らるゝ是口借き次第なり物ハ好ものゝ
倫ニ依て不覚ノ失ハ生きなれバ我道の恥と
なるゝ不るとも彼一家と示て不届の冨者
と貪つもの只恥をさらしあしき事ならや

砂石記巻第三目録

一 酒屋并泉岳寺僧乱口上之事
　附 首手向之事
一 四十七人書置口上之事
一 吉田忠左衛門冨森助右衛門仙石伯耆守殿へ行事
一 吉良左兵衛殿屋敷ニ而死人之事
一 従泉岳寺首送り附 落首之事
一 義士伏誅并辞世之事

似石記巻第三

酒屋十三条之事

十六日明六ツ時より見せ此戸を閉ケ申事　其所へ何
者とハ不知大勢血まみれに成る口々に申ハ澤
正追ふ来る　必定なり　是達者の者四五人よし
此墓所へ首を持参せしめハ命を助けり　小澤正
と可討果之旨とぞ　戸〆立申しと在所へ五六人
押込湯を一ツ呑せよと振舞と申に湯
いまた　ありしと申に其ハ不及是非に　あまりに
つかれしより酒ひとつ振舞しへと申に　其酒ハ此法度
之由申しけれハ天下の御一統の法度なれはすく
不用に候ハ此法度とハ是酒代とて　鼻紙代なと

抜入候而見せ候得者 将と无かし自害いたし
突ありてうちとつき茶碗ニて飲候ハ扇を
硯とおせと候ハ 私辰かゝ枕をもふらさる付
候し以
山をぬく力を折てまりの霊 大高源吾子葉
此人ハ真庭候ハ 疎候か 痛候ハ抜きたる人へ申候とや
世話ニいたし候ハ 仁和を一句に仕とて
寒き塩にまれむしらるゝ哀情 富森助右衛門 春帆
さし八首を追付やとてもしり候なけ候ハ 奥
紙衣内に金子 武功ハ其候ハ 粘而て封し 是ハ元禄十
五年 午 十二月 十四日 浅野内匠頭 家来 大高源五討
死ス 死骸取捨候方へ酒代たるへしと有之

泉岳寺 僧 申

十四日朝五ツ時 御当りとハ不存候へども 大せい参ニ
鑓を持 手負を肩にかけ 寺内へ入込申候 寺中
大勢驚 寺門を指固め申候得ハ 浅野
内匠頭家来ども 而候 主人の仇吉良上野介殿を
討捕候得者 見とかけ込申候 立退候由かけ込候なと
申て 其座にて 御ふりて 少々狼籍の振廻
仕らず候 上野介殿御首を内匠頭墓前へ供し候
後いかやうとも 御果すまりへく 御門
固めためまりへくと申 各内匠頭墓前へ通り候ゆへ
さきもと漬し 寮内より 線香をもつて 香焼 抹香供し
急と候ハ 別れ出 候間ハ たし候 二人墓前 ...

まて手桶にて水を入来、彼首を洗、内匠頭殿石塔
の二晩めに供し置、石塔ともに巻かくし候
右首を地につき居候而ハ首を洗なとも致候ハ内
に内蔵助筆紙を乞候所、致し候得者何
やら小認メ候所、後ニ見申候へハ墓所へ読候而
口上書を其後懐中より取出し候而内匠
殿石塔之上へ相向為置候而一書に内蔵助
自分ハ名を名乗候而焼香致し、内蔵助
書き置候ニ上ケ候而内残面々平伏して居
候而右之書を読候而、又面々焼
香致し、其首を右之者へ相渡候首と
相成り、入用無之候ニ付而ハ、歎きて候ハ、我々も小八

急ぎ候て居候、吉良殿の御首を洗候而
済候の処、猶又家来ゟ小姓とも宮様へ
御首計受取り候而ハ、別而首を御渡候而首
当とかく仕候事、無申候而ハ何とも
此度之礼儀、我々とも御渡申上野介殿も只今
とも致し被成候也、時々無念ニて相待候而定而返事
て候而ハ深山まて尋候而、其沢十五日ハ御上ケ候事
御実父様の御首御自分にも相渡り候而
存候得ハ我々も申上候へ共、何とも
六人の首をて進候早く御門ニ写して御尾張
之儀ハ仕置候而心安かるべく候、御馬場
かねと共ニ申候、拙者ハ当時載せ申の

死骨可被寄和尚様御浄帛にあづかり候
と存候ハ其内ニ蒙仕合ニ候若又被下度文
字之御備ハ如何と存之を御文字様方ニ御了
御備ニ染て御書申所を恥かしき備ニて
埋しと雖かしれ共見る所あるかし候　此時九ツ
前ノニ付而ニ寮へ帰りし
於泉岳寺各別於ニ讀上文
元禄十五年壬午十二月十五日大石内蔵之助良雄を始め
足軽寺坂吉右衛門都合四十七人謹而言上
去年三月十四日之君等是与吉
良上野之助及騰に於押而放障左之御奉元然
し剣卒爾に沙汰ニとらひ而一人御生害被及家臣僕下至

極然歎徹骨髄乎
浄ハ裁し上我等于然之企等是也忍ニ非ずして
者を而怒氣之忍入ニ候ても我等尊是非乞を
貪貴禄ニ而不可裁天ッし儀難黙止候之
下候し続浄意難して念を投此年於待ける一日
三秋於思ひかし蜻蛉ヶ肌を粉骨して候ひと義度
ハ見あらを廻しける頃東来各ト合せを上野介ども
而候ト候も是も泉岳寺館中此於日ハ而秘
藏し出でる我等下しとられハ御墓於尊是并ニ小
於下遂ニ對様終りし恐敬ニ存候
浄般内匠頭家来に候
去年三月内匠頭儀傳奏御馳走之儀被仰

付吉良上野介殿江含意趣罷在候処於殿中
当座難遁儀御座候歟及刃傷不弁時節場所候
働不調法至極ニ付切腹被仰付領地赤穂之城
被召上候儀家来共迄畏入存候上使御下
知ヲ請城地差上家中早速離散仕候右喧嘩之節
御同席御抑留之御方有之上野介殿討留不申
内匠末期残念之心底家来共忍難キ仕合ニ
御座候高家御歴々江対シ家来共挟鬱憤候段
憚ニ奉存候得共君父之讎ハ不可共戴天之儀黙止
難ク今日上野介殿御宅江推参仕候偏ニ継亡君之
意趣候志迄ニ御座候私共死後若御見分之御方御座候ハヽ
奉願御披見如此御座候以上

元禄十五年十二月日

浅野内匠頭長矩家来

大石内蔵助良金
間瀬久大夫正明
小野寺幸右衛門秀富
間十次郎光興
岡野金右衛門包秀
千馬三郎兵衛光忠
近松勘六行重
村松三大夫高直
吉田忠左衛門兼亮
間瀬孫九郎正辰
間喜兵衛光延
大高源吾忠雄
貝賀弥左衛門友信
神崎与五郎則休
勝田新左衛門武尭
潮田又之丞高教
吉田沢右衛門兼定
小野寺十内秀知
間新六光種
武林唯七隆重
中村勘助正辰
岡嶋八十右衛門常樹
村松喜兵衛入道隆円
原惣右衛門包常

堀部弥兵衛　金丸
奥田貞右衛門　行高
前原伊助　宗房
矢田五郎右衛門　助武
片岡源五右衛門　高房
大石瀬左衛門　信清
菅谷半之丞　政利
寺坂吉右衛門　信行

堀部安兵衛　武庸
三村次郎左衛門　包常
杉野十平次　次房
赤埴源蔵　重賢
磯貝十郎左衛門　正久
茅野和助　常成
早水藤左衛門　満堯
大石内蔵助　良雄

奥田孫太夫　重盛
不破数右衛門　正種
冨森助右衛門　正因
倉橋伝助　武幸
矢頭右衛門七　教兼
横川勘平　宗利
木村岡右衛門　貞行

吉田忠左衛門冨森助右衛門仙石伯耆守殿へ行ける
右両人翌六つ半時吉田忠左衛門冨森助右衛門両人
仙石伯耆守殿へ参り私儀菊名武右衛門と申候者
浅野内匠頭家来浪人何れも仇吉良上野介を

今晩討取申候旨為申上候由申入候へハ内玄関へ呼
入伯耆守殿襷羽織ニ而御出候を持て内玄関之次
出両人上り申候様ニと御座候ニ付土足ニ而罷出申候
座候早速口上書を差出し名を書加へ候と差出し
委細ハ廻向院前より之次第ニ候大石内蔵助
申付候清水下知不仕候出仕候者共ハ
之者共ハ最早只今四十四人芝泉岳寺へ立退申候
其後御公儀へ申上様ニと申候へハ伯耆守
殿被申候ハ先休息被仕候様ニとて左候ハゝ
大切ニ候故入用之品ハ申付候へ料理
出候伯耆守殿登城ニ而支度之内ニ間も一通り座敷之
下ニ候

一四十七人ハ去ル十四日の夜七ツ方ニ借宅致出
立候其暮合より借宅を遠く仕出し申候而
両国橋東へ致候茶やなどにて休時刻を待合七ツ過
上野介殿屋敷へこし表門裏門へかけりなや
を以て塀を乗越錠をつちて押破り両方より
入申本屋をとりかこみ申候而内へ入申玄関
の戸を打破玄関へ入申候而家人を人かしめ候楽
内へつきまわし候蝋燭などを出させ火を灯し候し
奥へ入出合申者ハ即時に討捨申候而上野介様
寝所を尋候而打入候処見申候ニハもやを致候
にて御座候而夜着などを引退し刀ハ其侭御座候
所方をさがし候へども何方へ参候哉さらに見へ不申

打入尋申候へども何方へ参候哉三度ニ及表向
相尋候所ニ寝所の奥ニ物置の戸ニ錠をさし置人音
致し候心付候而鑓の石突にて戸を打破
見申候へハ人壱人罷在申候御名を尋候所上野
介様にてハ無之候由申候御出合てんでんさ被成候ハ上野介様
御座有まじく候と舞てあまた申候へどもとかく
返事無之候而内より茶碗など投出し踏申
候得共方々其を以射也錠をさし申候所
人御座候而何時討取申候ハ其人をよく見候へども
一家見へ申候而亦鑓ニ入さし申候へ共武
林只七と申若十文字にて突つけ候へハ小脇差を
ぬき合され候而間十次郎と申者太刀付

公首を討申候上野介様と知り申たるもの無之
所存ニ候へとも此人ハ下ニ白無垢上ニ綾羅の小袖を着し
小刀さしの物年比様子上野介様ニ可有之候ニ付
さて内匠頭以太刀討申候後ニてさしと申疵と
ぬぐひ候て見申候処六寸程の麻の疵御座候ニ付
大かたにて置申候某人々首ハ能と洗両度見せ
申候所ニ能ニ上野介様と申ニ付それより大夫様
ハ如何所へ入候ハ所出合ふと口ニ候ニ付三呼り
候へとも皆所出合申候若ハ夜明の内ニ是ニ而
ハ大石様見知り申候其内我様ハ申候ニ付
様ありまり候時ニ首ニ入玄関前ニ引出申候て
首を立退申候上野介様ニや其外ニ居合候も

其外様ニ見へ申候ハ此度ハ残念ニも存と立居申候内
それより付置申候それより吉田忠左衛門先達
而廻向院へまかりこし案内と申入候得共無之ニ付
門前にて御座候内意申候ハ門前ニ
在之所ハ何とそ許可申と申候得共往還の場
所なれハとて泉岳寺へ参候
越候条申廟所へ参向申と致候其内諸々不届
なることニ候へとも此上ハ是非もなしと存
候ニ付廻向院ニ参り直ニ泉岳寺へ仕候若党
共も一同ニ心くもり候て一同ニ立退申
候得共泉岳寺へ参候
立退

四十六人とらへの内 細川越中守殿 松平隠岐守殿
毛利甲斐守殿 水野監物殿 四ヶ所江御預ヶ被仰付
伯耆守殿 未渡(?) 御徒目付 殿中ニ而仰渡
於泉岳寺御預之事へ 川隠来ル 其後 四ヶ所
より請取之人数参り候 則 泉岳寺又参 伯耆守様
之御宅へ参 七ツ時過より 参りそれより 御徒目
付六人 御小人目付 十人 泉岳寺へ参 四十六人
之義 御引取 伯耆守宅へ参候由 伯耆守
御徒目付 御小人目付 二段 仙石伯耆守
様宅へ参候 右之通 被遣 上ヶ置 松田右衛門
殿 源五右衛門殿 御列 参り 候

右之通御渡 請取候 其上二 御関 被仰
頭 より 御家来 相渡

細川越中守殿へ御預十七人
大石内蔵之助 吉田忠左衛門 原惣右衛門
片岡源五右衛門 間瀬久太夫 小野寺十内
間 喜兵衛 磯貝十郎左衛門 堀部弥兵衛
近松勘六 富森助右衛門 潮田又之丞
早水藤左衛門 赤埴源蔵 矢田五郎右衛門
大石瀬左衛門 奥田孫太夫

松平隠岐守殿へ御預十人
大石主税 堀部安兵衛 中村勘助
菅谷半之丞 木村岡右衛門 千馬三郎兵衛

岡野金右衛門　貝賀弥左衛門　大高源吾
不破数右衛門
毛利甲斐守殿御預ケ十人
岡嶋八十右衛門　吉田沢右衛門　武林唯七
倉橋伝助　村松喜兵衛　杉野十平次
勝田新左衛門　前原伊助　小野寺幸右衛門
間新六
水野監物殿へ御預ケ九人
間十次郎　奥田貞右衛門　矢頭右衛門七
村松三太夫　間瀬孫九郎　茅野和助
横川勘平　神崎与五郎　三村次郎左衛門
吉良殿屋敷ニて

十二月十五日　従吉良左兵衛殿粕谷平馬を以老中へ御届
夜前致通候処今晩八ツ時浅野内匠頭家
来共私宅へ切込旧主之讐と申殺害致候ニ付私之
合働手負申候処狼籍者深手負申候得共相立
川表へ立退申候尤紀厳ハ相知不申候急度
御吟味可被下候御申出候御用番稲葉丹後守殿へ
申来候へとも御請済ミ御月番相模守殿へ参
　申入候　役者粕谷平馬へ承渡無之為致当番殿申
　次之合候処とうし差候ハ堀部書ニて承知仕出会可申候由
右之趣承届候定番衆へ参衆ニ御方
安部式部殿　杉谷伝右衛門　樋口弥右衛門 御徒目付
杉田五左衛門殿 御目付　星野加右衛門　仲谷茂左衛門　四人

同所ニ死人

(南小屋部屋) 小林平八郎
(表玄関上野介中小姓) 清水一学
(玄関次之間中小姓) 左右田源八郎
(小屋物書) 鈴木元右衛門
(小玄関取次) 鮎松竹
(部屋住台所用人) 鳥井理右衛門
(台所口上野介中小姓) 大須賀治右衛門
(玄関同断) 新見弥七
(小屋台所口台所役人) 笠原長太郎
(小屋前台所坊主) 牧野春斎
(次之間中小姓) 須藤与右衛門
(小屋とも台所中小姓) 斎藤清右衛門
(玄関同断) 小堺源次郎
(台所口同断) 榊原平右衛門
馬屋前足軽壱人 (権十表門)
中間壱人 (末九右台所役人)
死人合十六人 右之内拾壱人ハ刀脇指ニ血付在り
五人傷ニ而
右之者共家来手負の内是

一 杉原弥仲申上候 明十四日夜八ツ半時過 火まと
申 裏門ゟ入候 侍衆小や 門の縁ニ罷在候処

打込候所ニ弓ニ而射 矢疵負申候へとも大勢ニ向ひ不
門ゟ放し申 槌ニ而打破られ 傷ニ御座候

一 欽哉十郎兵衛申ニ付 喧嘩支候得ニ伏候處 大
勢切込候ニ付 傷 手負申候 手疵重く候得共 ...

一 清水服部右衛門申ニ付 小や ニ而出候所 不ニ火ノ と申 存
不動へハ 鑓ニ而 又向申ニ付 大せい成 挾疵刀疵負

程ニ 此節 生害ニ而 不致へくと存候 不深手候
傷ニ御座候

一 玄石不存右衛門申ニ付 小や 出候 不ニ 深傷ニ
皆ニ小やニ罷出候 大ぜい向ひ申 手負申候

一 ... 新左衛門申ニ付 ... 近習 寝 書ニ ...
... 大勢切込申ニ付 右之者 ... 寝 ... 人 ... 大勢

ニて向申候ニ付 手負申候
一 山好新八申上候 私儀小やニ罷在候処 火かゝり候と
申ニ付 私共ハ精出候得共 又向申候へとも 切ぬけ
且私近所ニ罷在候処 乱入候ニ付 私共ニ付 右傷
手負申候 然ル所 其後 働不申候
一 加藤太郎左衛門申上候 私儀小屋ニ罷在候処 大勢ニ而
私共ニ候処 小屋ニ罷在候処 手負申候
一 永松九郎兵衛申上候 近習寝所ニて 罷在候処ニ大
勢切込申候ニ付 働候へとも 深手負申候
一 杉山三左衛門申上候 私儀小やニ罷在候ニ付 私共
并小屋口ニて 四五人罷在 又向申ニ付 候とて 切殺
申候而 自身も手負 働不申候

一 天野貞之進申上候 広間当番ニて 伏罷在候処 私共罷在候所ニ大
勢切込申ニ付 働申候へとも 深手負 其外存不申候
ニ而候得共 大勢切込申ニ付 働候へとも 手負申候
一 伊藤喜左衛門申上候 小屋ニ罷在候処 小屋前ニて手
負働兼申候
一 石川彦左衛門申上候 右同断
一 秋山長左衛門申上候 右同断
一 大河内九左衛門申上候 裏門当番ニて 罷在候処ニ 大勢罷越候
趣ニ付 大かた 表ニ出申候 門外より
より見申候へハ 九郎兵衛参候へとも 已ニ火かゝり
候ニ付 門明申候へハ 彼是門打破大勢入
申候ニ付 私儀難儀仕申候

一足軽弐人当番ニて所々有之処ニ大勢切込申付出向
痲致し
一門番ニ而下馬中乃申候大勢切込申候而出合不申ニ
痲致申候
右之色々申立札気入候者へ痲履せ申候之も障働
右手等田覚不申候

元録十五年壬午 十月

家老岸 松原右中
上野分目人五十六 高石不左衛門
大名様役人五十五 加藤吉左衛門
中小姓三十四 天野貞之丞
中小姓四十 杉山与三右衛門

大名様 礼次 廿五 新藤十兵衛
大名様中小姓廿一 同 新兵衛
中小姓廿三 永松弥兵衛
同 三十三 堀口勘右衛門
同 石川彦右衛門

上様分目人四十 清水団右衛門
大名様中小姓 山谷新八
同 廿五 杉山三右衛門
同 廿二 伊藤喜右衛門
足軽小頭裏門番 大河内三郎右衛門

足軽弐人 当番 数右衛門 岩田源蔵　中間三人 下門番八文 笠原兵右衛門 馬やま 茂右衛門

札入之取落置不申候

一弓 二張 内壱張一張弦切ニて 一根矢 十本 袋ニ入
一根矢三十本 内五本芦髪常成と書付有之 内二本早乙満兌と書付有之
一斧 二挺 一かけ矢 二丁
一笛 一管 一竹札ニ書付 廿三枚
一鑓 三本 切折有り穂なし 一白さや刀 勝守と書付有之
一手木 三本 一太刀のさや 一本
一鎰付候細引 三筋
一鑓下ニ藤原姓江州蒲生郡流间喜兵衛作年 六十八
都合いさゝかも武士の恥あらせとはおもはやさるなり

一上野介殿首ハ足へ有之髑髏斗少し有之内
疵ケ所ニ而有之候一ケ所右膝口二ケ所ニ御座候
疵ケ所
上野介殿刀抜キ鍔長弐尺三寸柄口切込有之候
無銘有板麁末成物ニ而有之候ハ脇差ハ
見へ不申候
右之者後日疵栗原道有療治之由向疵ニ有之
疵ケ所後ニ袈裟疵二ケ所七寸ほとツヽ有之
無疵者八人内三人ハ下ニ見へ申
小笠原忠五郎　千場治部右衛門
粕谷平馬　平沢助太夫
欠落徒三人
欠落中小姓　新見傳蔵
村山甚五右衛門

吉沢吉右衛門
一六十七 右之者家老 斎藤宮内
榊原平右衛門
石原源右衛門
一上野介家老六十七 左右田孫兵衛
右両人申合候とて破通り向丁かし篭や三右衛門
と申者方へ参り夜中ニ付寄り自身番所ニ
かくし置候ニ付又翌之晩之衛門申おく
て知申候
岩瀬舎人
右之三人申合ける額ニ疵在り刀疵在り疵さされ
とも不見刺刀疵しかし少し疵右之胸へ入申候
上野介殿へ見舞申候一所
荒川丹波守
上野介殿退
東條純兵衛
同断

同　隼人　　　　　鈴木(?)ニ古呂実ハ志田分步
酒井数馬　　　　浅野又方
伊勢志摩守　　　上野介浅野舅
津軽采女　　　　同刑部妻ハ死ナリ
以上
右之吟味六日晩ニ相済申候此者泉岳寺ニ
在上下共ニ死骸ハ今付不申候十九日ニ夜上下とも
に死骸葬申候右内桂国相窺申候由
従泉岳寺上野介殿首送り付落首として
同十八日上野介殿吉良屋敷善挽寺牛込盤松ニ而
ニ而泉岳寺より右柳一番為僧ヲ以上野介殿の
首とまけものへとくり候

請取状之文
一　首　一ツ
一　紙包　一ツ
右慥ニ請取申候
午ノ十二月　　吉良左兵衛内
　　　　　　　左右田孫兵衛
　　　　　　　斎藤宮内
右付にありけれハ吉良殿とのへとありけれハ左兵衛殿ノ
門の扉に
発句
吉良ふかまよ首網をかけ歳暮かな
狂歌
かれは首と小桶に入てとりて寺より里へとくるよし川物
既ニ首とつぎ葬礼すみ済たり上野介殿四代

ハ松吉良若狭守殿天正年中織信長公ニ害せ
られ大井川ニ於て首を拾ひ候て其例ゆ
寺ニ葬り円山常ニ改名すこれを月ゆ
因しなかと人ミあやまち候彼何処より代の家
ならし人其節の菩提寺ニ其語しをハ
彼改名を覚へ在り右殿江戸へ入り盤松院ト語し
なれとも上野介殿を円山常ニと改名ニ存じ候ゆへニ
和尚ニ志らしめなりと申されハ後ニ改名も無之
旨矣此ほとも

義士伏誅并辞世詩等

癸未二月四日一刻四十六人之者徒黨を結ひ飛
道具を以公儀を不憚之仕方不届之由ニ而切腹被

仰付候其子孫ハ又之ゟ被仰渡候浅野内匠
義勅使御馳走御用ニ被仰付候之上殿中ニ於
殿中不憚不届之仕方ニ付御仕置ニ被仰付吉良
上野無義御構なく其儘差置候処其主人ニ報讐
と申立内匠家来四十六人致徒黨飛道具を持
上野介を討候段公儀を不恐候段重々不届ニ
付依之切腹申付者也

右於庭中渡ス

父之主人ニ讐を報候とて四十六人致徒黨吉良
方へ押込飛道具ニ而上野介を討申始末
公儀を不恐之段不届ニ付切腹申付候ニ而世悴共
遠島被仰付

辞世　　大石内蔵之助

あら楽や思ひハ晴るゝ身ハすつる浮世の月にかゝる雲なし

小野寺十内

けふハはやことのは草となりにけり何のためとて露むすぶらん

吉田忠左衛門

我衆ハ人ぞ書捨にまさるとは佛の目と誓の山風

村松喜兵衛

思をろしいさゝかもあらじと思ひしに今かへりみる老の身（多れしみ）

横川勘平

まてしばし死出の道遅速ハあるとても先へ行てハ道しるべせん

原惣右衛門

兼てより君と母とに知らせんと人よりいそぐ死出の山道

武林只七

仕合しや死出の山路ハ花ざかり

大高源吾

梅で呑む茶屋もあるべし死出の山さび

神崎与五郎

空ク去ニ赤城ヲ窺ニ敵廓ヲ　同志誠又衆シ屯酬

生前擔ヒ肩荷ヲ菓熟ク　神崎与五郎則休

介石記第三終

介石記巻第四目録

一 大石夏物語并義士之詠
一 岡林杢之助 小山田十兵衛自害之事
一 間十次郎妻和哥之事
一 何某氏逢亜夫之事
一 義士挽詞
一 奥州之何某之状并返状

介石記巻之四

二月二日 細川越中守殿の息内記殿を使にて其方

大石内蔵之助義ある侍と見せん餘人覚にても

御郎十七人は老中の御目見へと仰られ各殿

時に作るは去年は浪々の節年明

をかれは殊に謹て 何れ浅き事をおぼしめされはこそ

各へ饗の料理を たまはらん御心底とあらまし

それは謹て かくと来る なくさまと存ずるに是は

ゆるしとなくしてかまいなく御前へ出で 御内藏助殿 譲り

中にも去年より浪人抱へて主人も我等死し

たやすく 御気には いんと存じ 人の見

これにて 御恩を謝し奉り申さんとて各

退出て其後て家老用人共へ向て申けるハ先刻
御前にてありしかさぬあやまりに死とちかひし所
ありけんといふ御請と申せし党を不圖心
うかひ申す存念に候と申出 此者共に夢とも亡ひ候
近習の者共四十六人のものよひあつめられ存
より機嫌よけなることどもにて物語ありし夢のこと
まて思へハ浪士共の心ろかぬことどもみてハ党よ
り残る共も死ぬるに如かしと思ひ申けれハ存
其趣申出由ある沙汰して謹ころよりけふの料理
を頂戴して各其間々へ退けるかくれ退り必死よ
極めたることなれハ四十六人の者共生存なく
附子の稱り行ふに従ひ此様しけるか前後を行き

ぬ心を述へける

大石内蔵之助 未暮ふ

なりくて花とちり逝き身なれハ猶としきうき

小野寺十内 立春ふ

ふりくてうきよのかれハちりかれと みのりの花をまつそ久しき

原惣右衛門 立春ふ

おもひきや 今朝立春にあふくてまのあたりを楽しまんとハ

富森助右衛門 歳旦

そのまゝ春和しくも思ふ心ハ

木村岡右衛門 貞行

浅野内匠頭長矩為獨夫吉良上野介棄無須故臣等
遺恨暫不息徒是同士相謀相議欲刺獨夫然時

未到而卑ヨシテ今月今日嗚呼愚祖父木村吉兵衛奉
仕浅野霜台長政而受息宋女長重之恩故愚父木
村惣兵衛昵近故乃至頸　長直而請慈愛愚不肖
雖不敢受長矩之寵依父祖之功労奉禄無違養
妻子育奴僕恩沢莫外望而送年月　嗹白刃決
必死欲無辱君臣之義何幸如之哉比異得吉良
上野息左兵衛之項献長矩之影前者也尚綴野
詩一絶述其志

自寄寒雲来海東　命ハ因恩義世塵中
看華呑酒躋幾歳　時矣暁天霜雪風

かことゝもけてこゝろもなき泉岳寺にまいりて
をとゝいろも武士の道をかすみたる今あらためては

述取捨義　武林只七隆重

三十年来一夢中　捨身取義夢尚同
雙親臥疾故郷在　取義捨恩夢共空

泉岳寺にまいりて　神崎与五郎則休

人の世の道しわらすハおそくとも消る雪にもまよふ也
らみるに年しらで絶て入
梓弓やまとの道ハふるくとも見れハ心も猶まよふ雪ハふるとて

芦野和助常成

天地のかいあかしに千種ふかと咲せし枕なとともへハ

辞世句に

花の命咲たりけしからや家
上野のちらちらともあけてこそ古るさす備へ往ん

二十三歳 岡野金右衛門包秀 放水子

其匂ひ雪のあさちの野梅かな

三十一歳 大高源五忠雄

山をぬくちからも折てまつの雪

俳諧師に従て学ひ其流蒲生氏郷流

六十七歳 間喜兵衛光延

都鳥いさこと〻ハん武士の恥ある世とハしるやしらすや

岡林杢之助小山田十兵衛自害ス

岡林杢之助ハ大野ニ組して去年籠城の列にのられハ神崎与ゟ赤城明渡の節序詮ニ出七郎左衛門と同しく従者の列ニ入りけれとも義士とも報讎

乃企其後ニ恥さるや自害及けり何ぞ恥を知

る人なるらハ大野ニ与して殉死の列ニ連まじき

其親戚各義を尊ひ恥を知る人なれハ其謀りニ

同して止るを不許ハ又先非を掩んと欲ふ一命

を捨けるなり其詳なることは計り知るへからす生

死各義あり死のみ義とさらふあらす何れ足らぬ

ところあれ人其平生の志と違ふ時ハ死を以て

あさむく ハ其罪持てし只其ハ盛すハ義なる

盛し杢之助先其平孫左衛門 此十人書記 寺坂吉右衛門を除て

其後

杢之助并孫左衛門方ニ書置ハ寄て同しく申し弟

寺坂へ 記録ハ一紙に 所書ハ 此般自威付

遂に晴に書置をのこしけれハ是ハ内匠が弟卒中
父方ハ大伯父先妻の方へ養子に来り方に来り
家来に出しける者を討ハ断念に存自滅仕ハ
此年源太夫如此なりけれハ乱気なりしゆへ可論
なり
小山田庄左衛門ハ片岡源五右衛門に召遣れてありける
か去月ころ夜小袖金子二両を盗て欠落す寺坂
吉上野介殿屋敷へとうかゝひに夜分忍入りて
て帰らんとかゝりかけれてとらへらる是まて
源五右衛門夜分忍入の士の様子をきゝけるに老人追ふ
と志かしく語りけるされど小山田庄左衛門なりとて
なれハ各腹を立討て捨んものをと悔ける庄左衛門

父十歳か五ハ子に似さりけり 年八十一になりける娘に出
れて来りける 親々庄左衛門か不義をいさめとりける
か年寄なれハ胡ハ歎きやく 親なれハ或時路の五
更にまよひても不親なれハ各あやしみ親しれ
方々言をおしぶきれにかゝるをとりて人みれハあけ
みるにハいかゝとみれハ腹きりて自分へを念
きりて存念なり志ある者の力を尽しもあるまじけるに
子なれ不義ぞといさめとつる 自害すしてとしける
庄左衛門ハ父つらしく又を切害するに因しけれハ
不義不忠なる者不可入此人を又としてゐる
あるまじき方へより能り噂する義士
同十次郎妻なるり

二日まで間を決せらるゝ事泉岳寺に移し彼墓
所に詠しける
君からしめ二心なきし武士の命を捨て名の為には
大石内蔵之助と神四十六人の命を一時に身
とをくは椿もハ本一所に献上致し寺も同前外に
内蔵之助墓所へ
皆の者露て消へてと武士の名社雲井に立ぬらん
間新六死骸をハ親類之貰ひ由にて築地に
吉田忠左衛門墓所へ秋本従五位殿所内中堂文め
しける雨本朝地中へ書入
こよろハ何へハゆかし我きものよ名を見ぬ昔ならば
石も色り身向ケ事を決定し所満足てたのもしと

惣方へ廻向して其後夫の十次郎墓所へ向て泣
きける
某氏逢逝奥ける
何の某氏年八十に近して子息の何某氏四十六
人の列にしてともの仇を報ひ切腹しければ本望
の死とハ云ながら老の身にてハいかばかりうらみさけ
まれきれハせめて廻向なりともせんやと泉岳寺に詣
てともの廟所を拝しそれ傍なるは何所の殉死
いたされける石塔へ女性の身の者の手向なり
と水向し大石を始四十六人我か子とも共に一連て
廻向して涙ともに和尚に対面しに帰ける大門
の内にて後をふりかへりければ見知らさるやう
なる

老女一人来りて終に見れハ去りし身殉死なされし御方
なりしか久しくして急度一礼をなして老女か曰御亡骸
を義理のためなる御事に御息女も御一生にて御座
定まらぬと聞御穏便にて御座候にて御病床も御座
く御満足に候ひて其急度此に申されて御座なく候へ
ハ其されたる八彼の為になりしもありしにかゝやかに
不富なれされハ貴方ハ去し給ん殉死なされしにて
道をふあらされまかハ亡君の様嫌ひあゆかりしや
貴方をつくられしにやと立られハ老女真醒顔
にて御手生得り御しき方の御かん気申せハ征牲
様の料足なるを訴えなりしの御詞にて恨々
かましくやけれ共いやとよ方々ハ侍へしる

かしかましきよとゝまりて面をふると あふれ只今貴
方の墓へもふり向して廻向申さゝりしをきれハ
老女うち笑て さて八方便ことり沙汰するゝも
く給ん夜様の御仕合心にうき 存かくとも女の死なま
ぬ気せめて 菩提の種とも御墓に向て かゝる逆修
とまひとうし 何某氏も無きめて あら人大笑の
しててく帰る 其後終に見ハ御亡ハ戒名と朱にて入
うり此逆修の墓と殉死といへる虚説ありける
とぞきかり 彼家の浪人皆方々へ離散してまかりける
わざとて 志ありしものとそ志あらまほしきなれハ風説
あやうきて 存知りまるを記あり

義士挽詞

去歳季冬十五日故少府監赤穂城主浅野長矩舊臣大石内藏助等四十六人與休同志報讎趨義今歳仲春四日官裁下テ令ヲ処ニ死刑一其志雖遂其生不全天乎命乎果メ時運乎不堪哀情有感而作

曽聞ク壮士無還去テ　易水風寒シテ連袂ヲ行リ
炭唖變形ヲ追豫讓ヲ　離歌滴涙挽田横ヲ
精誠石砕死何ソ悔　義気氷清生大ニ軽
四十六人齊ク伏ス刃　上天猶未察忠情ヲ

林祭酒

従奥州何某武州何某ヘ遣ス状写

一筆致啓上候然ハ江戸表絶以之外ニ御入候
弥御安泰ニ被成御座候由珍重奉存候

事文武ニ絶候不急ニ而在候へ共先頃如矢之時日ニ移り行キ耳ニとまり候然ハ何も去年赤穂浪士義士讎し企成就候て科にて候而切腹被仰付候由誠ニ天下之士定而目を覚ましけり義士とも佛神加護ましけるや昔盛久ハ清水観音加護ニより命を助かり候由其御地清水寺観音又ハ護国寺観音なと霊佛ニ而尊くも霊験あらせ給ハぬやう嘸又清水ニ観音もさぞ浅からぬ何れ佛神加護如何に義士ハ不及申候ハ向後御心得候士ハましく候而もとく申上候一言其后細かし何事も御座候

三月日

奥州より
何某

武州江戸之
何某殿　参人々御中

奥州舊友ゟ之返状

久敷絶音之処ニ思召出て御書下され誠ニ忝
拝見仕候弥御堅固ニ被成御座候由珍重ニ存候文武
之御業ハ勿論御修行之由御勤被成候由御座
花之花ハ盛ニ御座候当所ニ而なかなか開き申さず宮城野
霞ケ浦之花ハ盛リ此ハ盛り時節ニ流行
ニ波紋ぬき為入候処感心仕候何卒御作観ニ遣ス
赤穂之義士報讎之企浄瑠璃式存知候由仕
置候作者安油下ニ而御申越之由第一不と作者并
噂ニ付一見詳ニ承り度存候扨又ゟ帰

八ツ半ゟ御出如此ハ御其方を御手紙ニ而御何候事
出張ニ候

一御大法ハ天下ニ重ル物之天下ニ多く有之候事
頼る事ハ波をとり候を忘れ候又ハ波を
為差候頼重ハ家ニ依而頼きをなし掛り候
之目なと変と申候彼者を初此変之事
此変を彼者之かまへ君ニ依而変之変り
依而変して法合之趣を忘れ申候此者を
彼変し依て不申候彼者ゟ出之事ハ常
と云變と云不申候遠より名を付申候東
西南北ハ辰不申方角ゟ其方より其方ハ
我方ニ而申候誰ニ而も法を定し其ニ依ハ其を定

かくましくしらう法を犯て罪に陥る四拾を魚の肉にせられ
身を醢に（ヒシホニ）ならんとも儀を志つらぬき共ハいへとも
不仕此女方をかけすして義を尽して萬世を後ハ
勧る布衣義をうる人ハ其法令家にして義
有難かりし

一 彼等四十六人ハ天下の士臣の目をさまさせり
おもと思召れバ我等ハおろかにてかゝる大臣なれ共禄を食
其まゝに死するハ食歎にならへハ天下の士臣たる
者彼等か心ハ一つなりし所へハ何れも忠義に命を捨
ども君臣幸ひ是まて目出度勤仕候ハ危く度仕
るうらうる者あらハいれざるにて彼不幸の間に立て不慮
之急に如何ハ忠義急度あらハいれなれ共ハ罷出ハ刀を振ハ

常にさやに納めて一代に一度も用に立ざる刀ハ
ぬかざるとても竹光と異なる共ハなかりし又刀に
ぬき身にてハさしもぬかれざれハ何の用に立て恥（とゞ）を流
るハ小刀とて不足候ハ百余人の外の気を知らぬ共ハ
論に不足候ハ彼等ハ士臣の目をさまさせして却て
人臣のめとさまさせし人の君として臣たる者
如此の義あるまで何をなしかる其人君の臣
ともつらつらに又ハ大なるを恐るこしからん
事を知らざる者ハ大なる過ちを得しまじく
此度の忠義の臣を失ひ不義の臣たるを好ミハ
此義なれとも人臣の恥を知りて士臣とめし
つかへまする四拾七人とまことの忠臣にて候

已と尽して志は合躰いたし家中の為に忠孝の勇
を顕す所ハ世の手本にも成へく人之耳目を驚す
させたりけれハ一々の感心によりて是を貴さハ世上に云
論するに及ハすといへとも其形を申すに足らされとも
日比病気にて長臥の節ハ余り見る事叶ハす止之
下り進ハ其便に従ひて

三月 奥州何某亥 何某 再報

元禄十六癸未年三月仲旬

玉水之郷人藤原某識

切腹之節検使

越中守殿へ 荒木十左衛門 久永内記　隠岐守殿へ 杉田五左衛門 駒木根長三郎

甲斐守殿へ 鈴木源五右衛門 斎藤治左衛門　監物殿へ 久留十左衛門 赤井平右衛門

一 吉良上野介殿義ハ浅野内匠頭殿一件ニ付隠居
嫡左兵衛家督被仰付候処

一 元禄十六年二月吉良左兵衛殿御評定所大目付町奉
行列席にて被召出御尋之上諏訪安藝守殿へ御預
同年二月義士共佐渡嶋十五日より八親類

内蔵之助二男十三才 大石吉千代
久大夫二男二十 間瀬貞八
助右衛門子二才 冨森長太郎
岡右衛門二男八才 木村忠十郎
貞右衛門子 奥田清十郎
五郎右衛門子九才 矢田作十郎
八十郎三男 岡嶋五之助

源五右衛門子十二 片岡新六
同三男二才 同 大三郎
同次男九 片岡六之助
惣右衛門二男九才 吉田伝内
數右衛門子六 不破大五郎
惣右衛門子五 原惣十郎
和助子四才 若林保之吉
勘助子嫡十五 中村忠三郎
岡右衛門次男八 大岡源之四郎
喜兵衛子十三 村松政右衛門
五郎右衛門次男五 矢田勘治
八十右衛門次男 岡嶋友松

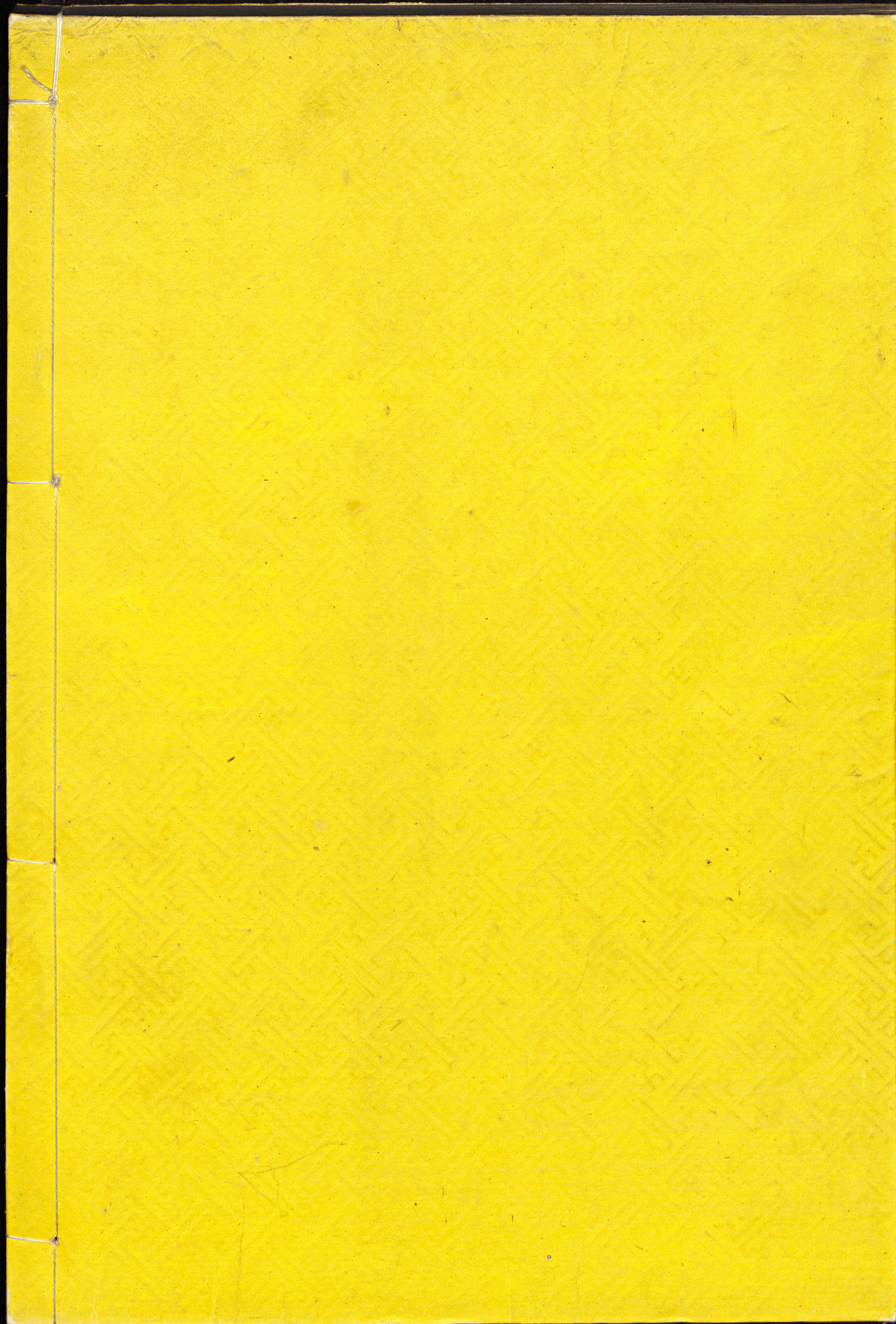

H+K 2 GretagMacbeth™ ColorChecker Color Rendition Chart 15.01.2002